

令和3年1月29日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

住居手当に関する規則の一部改正について（通知）

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号。以下「規則」という。）が一部改正されたことに伴い、親族間の賃貸借契約により借り受けている住宅に係る住居手当について、下記のとおり定めたので、令和3年1月29日以降は、これによってください。

また、これにより処理する旨、管内の学校長及び職員に周知してください。

記

- 1 規則第2条第3号エの任命権者が定める基準を満たす住宅とは、次に掲げる事項を確認した上で、住居手当を支給することが適当であると認められる住宅をいう。
  - （1） 契約書による契約の事実があること。
  - （2） 口座振込による家賃の支払いの事実があること。
  - （3） 家賃額が近隣の類似物件と比較して妥当な金額であること。
  - （4） 貸主が所得税又は住民税の申告において、当該住宅に係る不動産所得を計上していること。
  - （5） 当該物件の土地又は建物の登記が職員本人の名義でないこと。
  - （6） 職員が貸主から家賃の割引に相当する見返りを受けていないこと。
  - （7） 貸主が貸家業を営んでいること。
  - （8） 当該住宅の所有者と貸主が別人の場合にあつては、その理由が適正であること。
  - （9） 貸主が当該住宅を取得した経緯が貸家業を営むためであること。
  - （10） 親族から借り受けた住宅に居住することとなった経緯全般及び親族でありながら家賃を支払う理由が適正であること。
- 2 1の（1）から（10）までに掲げる事項の確認は、住居手当の認定時のほか、認定後も継続的に確認を行うこととする。ただし、1の（4）の事項について、貸主が貸家業を始めたばかりで申告をしていない等の事情がある場合にあつては、住居手当の認定後に貸主が当該申告を行った時点で確認を行うこととする。

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

| 新<br>新 | 旧 | 対<br>照<br>表<br>旧 |
|--------|---|------------------|
|--------|---|------------------|

住居手当に関する規則（抜粋）

住居手当に関する規則（抜粋）

（適用除外職員）

（適用除外職員）

第2条 住居手当の条項第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第2条 住居手当の条項第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 国、他の地方公共団体又は県の事務と密接な関連を有する事務を行う法人その他の法人で、人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

（1） 国、他の地方公共団体又は県の事務と密接な関連を有する事務を行う法人その他の法人で、人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

（2） 県の企業会計に属する宿舍に居住している職員

（2） 県の企業会計に属する宿舍に居住している職員

（3） 次に掲げる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（3） 職員の扶養親族たる者（職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているもの、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項に規定する扶養親族で同条例第14条第1項の規定による届出がされているもの又は警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅若しくは職員の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、若しくは借り受け、居住している住宅又は人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

ア 職員の扶養親族たる者（職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているもの、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項に規定する扶養親族で同条例第14条第1項の規定による届出がされているもの又は警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅

イ 職員の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受けている住宅

ウ 職員の配偶者（現に職員である場合に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅

エ 職員の父母で当該職員の扶養親族たる者以外のもの又は職員の配偶者の父母で当該職員の配偶者（現に職員である場合に限る。）の扶養親族たる者以外のもの（以下この号において「職員の父母等」という。）が所有し、又は借り受けている住宅（職員の父母等が居住していない住宅であって、任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が定める基準を満たすものを除く。）

オ アからエまでに掲げる住宅のほか、人事委員会がこれらに準ずると認める住宅

（届出）

第5条 新たに住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添

（届出）

第5条 新たに住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添

付して別記第 1 号様式又は総務事務集中化システムにより、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

付して別記第 1 号様式又は総務事務集中化システムにより、その居住の実情を速やかに任命権者 （その委任を受けた者を含む。以下同じ。） に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

新 旧 対

住居手当の運用について（通達）（抜粋）

規則第 2 条関係

1 略

2 第 3 号オの「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」は、次に掲げる者が所有権の移転を一定期間留保する契約（以下「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（以下「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅（四又は五に掲げる者（以下「職員の父母等」という。）が所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅のうち、職員の父母等が居住していない住宅であって、第 3 号エの「任命権者が定める基準」を満たすものを除く。）とする。

一 職員の扶養親族たる者

二 職員の配偶者（一に掲げる者を除く。）

三 職員の配偶者（現に職員である場合に限る。）の扶養親族たる者

照 表  
旧

住居手当の運用について（通達）（抜粋）

規則第 2 条関係

1 略

2 第 3 号の「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」は、次に掲げる住宅とする。

一 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約（以下「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（以下「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅

二 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅

三 職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権留保契約により購

四 職員の父母で当該職員の扶養親族たる者以外のもの

五 職員の配偶者の父母で当該職員の配偶者（現に職員である  
場合に限る。）の扶養親族たる者以外のもの

入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅